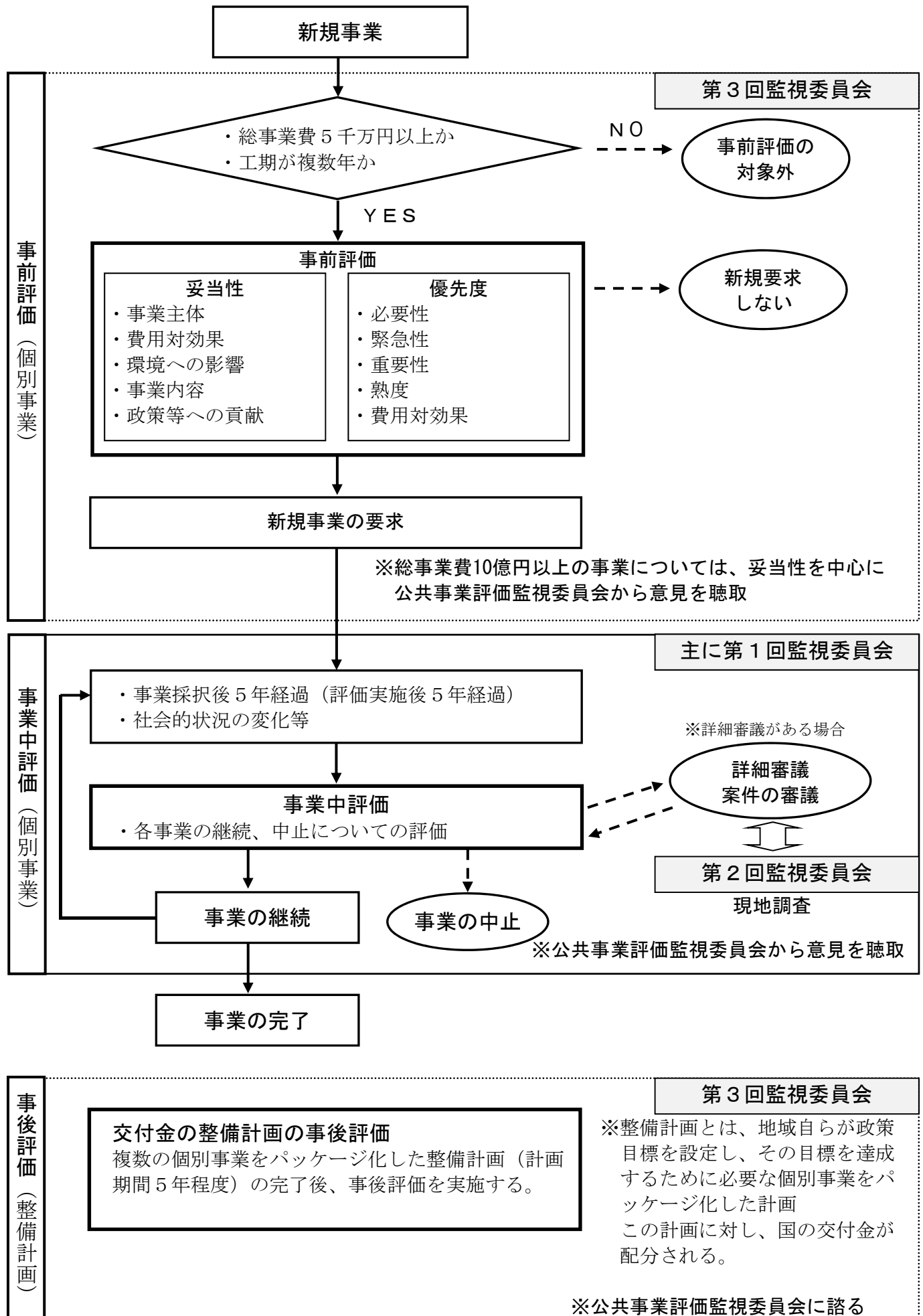


公共事業評価の流れ



(別表) 公共事業 【事業中評価】における 評価区分と評価基準

評価区分	評価基準
継続A	・計画通り進んでおり継続とする。 ・事業期間に5年以内の遅れが生じているものの、事業遂行に向けた課題等については概ね解決済み又は解決の見通しがあり、事業の効果等から判断して継続とする。
継続B	・事業期間に5年を超える遅れが生じているものの、事業遂行に向けた課題等については概ね解決済み又は解決の見通しがあり、事業の効果等から判断して継続とする。
継続C	・事業を巡る社会経済情勢等の変化、費用対効果、様々な課題等により、計画を大幅に見直したうえで、事業を継続することが妥当と判断されるもの。
中止	・事業中評価の視点に照らして、事業の継続が妥当ではなく、事業を中止するもの。
その他	・上記によらず、対応方針案について、個別に委員会に諮るもの。

※継続A及び継続B遅れの例

- 【予算措置】、【用地交渉(移転補償、共有地、相続)】等に係る遅れ。
 【他施設管理者(鉄道、電線、水道)との協議・調整】、【埋蔵文化財調査】による遅れ。
 【工事実施上の対策】による遅れ。
 工事実施上の対策の例
 ・自然災害(豪雨災害や地すべり災害等)の復旧及び対策
 ・軟弱地盤対策
 ・構造物の変更(盛土構造から橋梁構造への変更、橋梁形式・構造の変更)等

※継続C「計画の大幅な見直し」の例

- ・整備形態の変更(現道拡幅からバイパスへの変更)
 ・事業の目的や投資効果等に変化があり、事業の変更や縮小等が考えられるもの
 等、事業の経過期間に関わらず、事業中評価を実施する必要が生じると判断されるもの

評価区分と評価基準の見直し 新旧対照表

見直し前

見直し後

公共事業【事業中評価】総合評価

総合評価の対象案件:事業の投資効果について妥当と判断されたもの
貨幣換算による費用便益分析が可能な項目、及び貨幣換算する手法が確立されていない項目について、事業により得られる効果を評価し、投資効果から見た事業継続の妥当性を判断。

・事業の投資効果について、妥当と判断された事業について、事業の進捗状況に応じ、以下の基準に基づき総合評価を行う。

9区分

公共事業【事業中評価】における評価区分と評価基準

1.「県土整備部公共事業評価実施要領細則」へ、事業中評価における評価区分と評価基準を位置づける。

細則 第2条(評価の進め方)
(1)イ(ア)検討会議は事業中評価を実施し、・・・別表の評価区分及び評価基準により、対象事業の・・・

2.「別表」として、今回見直した評価区分と評価基準を定めるものとする。

5区分

(別表) 公共事業【事業中評価】における 評価区分と評価基準

参考 実施要領及び 細則上の区分	評価区分	評価基準
継続	継続A	・計画通り進んでおり継続とする。 ・事業期間に5年以内の遅れが生じているものの、事業遂行に向けた課題等については概ね解決済み又は解決の見通しがあり、事業の効果等から判断して継続とする。
	継続B	・事業期間に5年を超える遅れが生じているものの、事業遂行に向けた課題等については概ね解決済み又は解決の見通しがあり、事業の効果等から判断して継続とする。
見直し継続	継続C	・事業を巡る社会経済情勢等の変化、費用対効果、様々な課題等により、計画を大幅に見直したうえで、事業を継続することが妥当と判断されるもの。
中止	中止	・事業中評価の視点に照らして、事業の継続が妥当ではなく、事業を中止するもの。
	その他	・上記によらず、対応方針案について、個別に委員会に諮るもの。

※継続A及び継続B遅れの例

【予算措置】、【用地交渉(移転補償、共有地、相続)】等に係る遅れ。
【他施設管理者(鉄道、電線、水道)との協議・調整】、【埋蔵文化財調査】による遅れ。
【工事实施上の対策】による遅れ。
工事实施上の対策の例
・自然災害(豪雨災害や地すべり災害等)の復旧及び対策
・軟弱地盤対策
・構造物の変更(盛土構造から橋梁構造への変更、橋梁形式・構造の変更)等

※継続C「計画の大幅な見直し」の例

・整備形態の変更(現道拡幅からバイパスへの変更)
・事業の目的や投資効果等に変化があり、事業の変更や縮小等が考えられるもの等、事業の経過期間に関わらず、事業中評価を実施する必要があると判断されるもの

暫定2車線⇒完成4車線整備への見直しや、保全対象区域の見直し等に伴う事業区間の大幅な縮小を含み、事業区間の擦りつけや、用地課題等による法線の一部変更は含まない。

実施要領の事業中評価対象案件(社会経済情勢等の変化などにより事業中評価を実施する必要がある場合は、経過期間にかかわらず事業中評価を実施)と整合

公共事業【事業中評価】総合評価の基準

継 a	ほぼ計画どおりであり、特に課題もないため継続とする (次のいずれかに該当するもの)
(i)	当初又は前回評価時計画どおりに進んでいるもの
(ii)	当初又は前回評価時計画に対して、用地取得や工事实施上の対策、関係機関との調整等の事由により1～2年遅れるもの
(iii)	予算措置が困難な事由により、1～4年遅れるもの
継 b	若干の遅れや課題等があるものの、解決の見通しがあり事業の効果等から判断して継続とする(次のいずれかに該当するもの)
(i)	当初又は前回評価時計画に対して、用地取得や工事实施上の対策、関係機関との調整等の事由により3～4年遅れるもの
(ii)	予算措置が困難な事由により、5年以上遅れるもの
継 c	計画より相当の遅れや様々な課題等があるため、必要な措置を講じたうえで事業の効果等から判断して継続とする(次のいずれかに該当するもの)
(i)	当初又は前回評価時計画に対して、用地取得や工事实施上の対策、関係機関との調整等の事由により5年以上遅れるもの
(ii)	事業の目的あるいは投資効果等に変化があり、計画の一部変更・縮小等が考えられるもの
(iii)	地元において、事業の目的、社会的意義への疑問視から反対を唱えるものがあるもの
中止	事業を中止するもの

令和 6 年度のスケジュール（案）

時 期	審 議 内 容
8 月 30 日（金）	第 1 回公共事業評価監視委員会 ・ 事業中評価対象事業の審議 (42 事業※県土 37、農林 4、天童市 1) ・ 詳細審議案件の抽出
10 月中旬	第 2 回公共事業評価監視委員会 ・ 詳細審議案件の審議 ・ 現地調査
11 月下旬	第 3 回公共事業評価監視委員会 ・ 新規事業箇所について、事前評価対象事業の審議 (対象：総事業費 10 億円以上の事業) ・ 整備計画評価について、 事業中・事後評価対象計画の審議 (10 事業※県土 9、農林 1) ・ 事業評価対象事業の審議結果のとりまとめ ・ 意見のとりまとめ